

園芸試験場外部評価実施要領

1 目的

園芸試験場が行う試験研究業務に外部評価制度を導入することにより、試験研究の充実強化を図り、農業振興への貢献を促進することを目的とする。

2 評価の実施体制

評価会議は農林水産技術協議会果樹、野菜、花き部会の各研究会とし、評価者は県職員を除く農林水産技術協議会果樹、野菜、花き部会各研究会の委員とする。

3 評価の対象

評価の対象は次年度に開始を計画している新規の研究課題（事前評価）及び前年度に完了した研究課題（事後評価）とする。また、長期（概ね5年以上）に及ぶ研究課題については3年ごとに中間評価の対象とする。

なお、研究課題のうち、継続的な生育調査のようにデータの蓄積、収集が主体である調査事業や農薬、植物生長調整剤などの効果判定試験などについては、研究成果や技術開発と直接関連づけて評価することが難しいことから、評価の対象には含めないものとする。

4 評価の方法

(1) 評価項目等の設定

評価項目・評価の視点・評価基準については別紙に示す評価書（様式4～6）にあらかじめ記載するものとする。

(2) 評価資料の作成

課題ごとに次の評価資料を作成し、評価会議の5日前までに評価委員へ配布する。

- ア 新規評価課題：新規課題研究計画書（様式1）
- イ 中間評価課題：中間報告書（様式2）
- ウ 完了評価課題：研究成果報告書（様式3）

(3) 評価の実施

評価は、評価資料及び課題のプレゼンテーションと質疑応答により行う。評価者は、評価資料及びヒアリングに基づき、評価結果を記載した次の評価書を作成し、園芸試験場に提出する。

- ア 新規評価課題：新規課題評価書（様式4）
- イ 中間評価課題：中間課題評価書（様式5）
- ウ 完了評価課題：完了課題評価書（様式6）

(4) 評価の取りまとめ

園芸試験場は4－(3)によって提出された評価書をもとに、評価項目ごとに均値を算出する。また、評価項目の中の総合評価の平均値をもとに総合判定を行うこ

ととし、その基準は以下のとおりとする。

- ア 新規評価：①計画のとおり課題化（４点以上）、②一部見直し課題化（２点～４点未満）、③課題を大幅に再検討、又は中止（２点未満）
- イ 中間評価：①現状のとおり実施（４点以上）、②一部見直し実施（２点～４点未満）、③課題を大幅に再検討又は中止（２点未満）
- ウ 完了評価：①予想以上の成果を上げた（４点以上）、②当初の目的をほぼ達成した（２点～４点未満）、③目的の達成は不十分であった（２点未満）

5 評価結果の取り扱い

園芸試験場は、各評価委員の評価結果をもとに、次の取り扱いを決める。

- ア 新規評価課題：計画に基づく試験実施の可否、計画変更等の判断
- イ 中間評価課題：試験の継続、変更、中止の判断
- ウ 完了評価課題：新たな技術開発等への取組、未達成部分の継続・終了の判断

6 評価結果の公表

評価結果については、個人情報保護、知的財産権等に配慮しつつ、園芸試験場ホームページ等において公表する。

附 則

- 1 この要領は平成15年6月19日から施行する。
- 2 この改正は平成18年6月30日から施行する。